

## 電力受給契約書（案）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

発注者 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子

受注者 \_\_\_\_\_

山形県知事 吉村 美栄子（以下「発注者」という。）と \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）とは、発注者の所有する発電所（田沢川ダム発電所をいう。以下「本発電所」という。）から発生する余剰電力（以下「発生電力」という。）の供給及び受給について、次のとおり契約（以下「この契約」という。）を締結する。

### （総 則）

第1条 発注者及び受注者は、電力の受給に関して、この契約書及び一般送配電事業者が定めた託送供給契約等約款（以下「託送約款」という。）に従い、これを履行しなければならない。

### （契約期間及び売電期間）

第2条 契約期間及び売電期間は、次のとおりとする。

契約期間 契約の日から令和11年2月28日まで

売電期間 令和8年3月1日0時から令和11年2月28日24時まで

2 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により電力受給開始日が第1項に規定する日より遅延したことにより発注者に発生した損害、損失等を発注者に対して賠償する。

### （契約保証金）

第3条 受注者は契約保証金として金〇〇円を、契約の締結のときまでに発注者に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、契約保証金を返還するものとする。この場合には、利子を付さない。

(契約要件)

第4条 発注者は、本発電所と東北電力ネットワーク株式会社がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（以下「被接続先電気工作物」という。）を電気的に接続する。

2 受注者は、必要に応じて、受注者が電力を供給する小売電気事業者に一般送配電事業者との振替供給契約及び接続供給契約を承諾させ、託送約款に定められている事項又は義務については、この契約に定められていない事項又は義務であっても、これらがこの契約に定められているものとして、当該事項を遵守させるものとする。なお、これに必要な発注者の施設の情報について、発注者は受注者に提供するものとする。

3 受注者は、託送約款等のうち発注者が遵守すべき事項を発注者に明示するものとし、発注者は、発電事業者として託送約款を遵守するものとする。

(発生電力の供給及び受給)

第5条 発注者は、発注者が所有する本発電所の発生電力から発注者が消費する電力を除く全ての電気を受注者に供給し、受注者は、これを全量購入するものとする。

2 発注者は、発生電力の供給に際し、供給地点における月間及び週間の計画（以下「計画」という。）を書面により受注者に連絡する。なお、計画並びに連絡の内容及び時期については、別途定める「運用申合せ書」によるものとする。

3 発注者は、計画に基づき発生電力を供給し、受注者はこれを受給する。

4 本発電所の運転状況により発生電力量が変動し、予定電力量を下回る場合があっても、発注者は、計画に拘束されるものではなく、発生電力量と予定電力量の差量についても売却する義務を負わず、何らの責任を負うものではないものとする。

5 発注者は、本発電所の事故等により、計画から発生電力量が不足することが明らかな場合は、直ちに受注者に通知するものとする。

6 発注者が受注者に供給する電力には、非化石価値を含むものとするが、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令に改正があった場合には、発注者受注者にて協議するものとする。

また、受注者は、発注者より受給する電力量について、エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定を国（国の委託先機関を含む。）から受けるための必要な手続きを行う。

(供給地点、電気方式、最大電力、周波数、電圧及び力率)

第6条 発生電力の供給地点、電気方式、発電機定格出力、周波数、電圧及び力率は次のとおりとする。

田沢川ダム発電所

(1) 供 給 地 点	山形県酒田市大字山元地内 田沢川ダム発電所内
(2) 電 気 方 式	交流三相3線式
(3) 発電機定格出力	490 キロワット
(4) 周 波 数	50 ヘルツ
(5) 電 壓	6,600 ボルト
(6) 力 率	95 パーセント以上

(費用の負担)

第7条 一般送配電事業者との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置し、又は変更する必要がある場合は、受注者の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期については、発注者及び受注者が別途協議の上決定するものとする。

- 2 契約満了又は契約解除時において、通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担でこれを撤去するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、各々の責任区分毎の供給設備及び受給設備について適正に維持管理を行うものとし、その保守管理に要する費用は、各々の負担にて適正に行うものとする。

(発電出力の上限)

第8条 発注者が受注者の系統に送電できる発電出力の上限は、次のとおりとする。

田沢川ダム 490 キロワット

(受給電力量の計量及び算定)

第9条 毎月の受給電力量は、発注者の供給地点に発注者が施設し、東北電力ネットワーク株式会社が承認した発注者の計量法（平成4年法律第51号。）の規定に従った取引用電力量計により計量するものとする。

- 2 取引用電力量計の検針は、毎月1日を行うものとする。ただし、その日が、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する休日である場合は、その直後の営業日（日本国の法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいう。以下同じ。）に行う。

- 3 毎月の受給電力量の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とする。
- 4 発注者の取引用電力量計に故障が生じたときは、発注者は直ちに受注者にその旨を連絡するものとし、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度別途協議する。

(料金)

第 10 条 受注者が発注者に支払う毎月の料金は、次の電力量料金とする。

(1) 電力量料金

電力量料金は、前条第 1 項の規定により計量された受給電力量に、次の単価を乗じたものとする。

単価（1 キロワット時につき）
<p>次の額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。）を加えて得た額 ただし、小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</p> <p>田沢川ダム _____円_____銭</p>

(2) 電力量料金の算定における端数処理

前号の規定により算出された電力量料金は 1 円単位とし、その端数は切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第 11 条 発注者は、前条の規定により算定された電力量料金を、毎月 15 日までに受注者に請求し、受注者は、発注者が指定する銀行口座に同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに発注者に支払う。

2 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納期限までに契約金額を納付することができないときは、受注者の申請により納期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納付の日までの遅延日数に応じ、契約金額（既納付額がある場合は、契約金額から当該納付額を控除した額）に年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

3 受注者は、契約金額の納付に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納期限までに契約金額を納付することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(契約の承継)

第12条 受注者が第三者と合併し、又はその事業の全部、若しくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ発注者の承認を得るものとし、この契約に基づく権利及び義務の一切を当該承継者に承継させるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者に次のいずれかの事由が生じた場合には、受注者に対する通知により、この契約を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気事業者としての許可を取り消されたとき。
- (3) この契約に定める発注者に対する金銭債務の履行を90日以上遅滞したとき。
- (4) その他この契約若しくはこの契約に基づく取引又はこれらに関する受注者に係る適用法令の規定に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき。
- (5) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によるこの契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、発注者に対し、解除違約金として入札時に示した予定総売電量

(10,500,000 キロワット時) に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

- 3 発注者は、第 1 項に定める場合のほか、受注者に対する 90 日前までの通知により、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者に対し、当該解除により受注者に生じた損害等を賠償するものとする。
- 4 受注者は、発注者につき、次のいずれかの事由が生じた場合には、発注者に対する通知により、この契約を解除することができる。
  - (1) 本発電所における発電事業の継続ができなくなったとき。
  - (2) この契約若しくはこの契約に基づく取引又はこれらに関する発注者に係る適用法令の規定に違反し、受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき。
  - (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行ったとき。
- 5 前項の規定より、受注者がこの契約を解除した場合、発注者は、当該解除により受注者に生じた損害等を賠償するものとする。

#### (損害賠償)

第 14 条 受注者は、次のいずれかの事由が生じた場合には、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者がこの契約の履行に際し、発注者若しくは一般電気事業者又は第三者に対し損害を生じせしめたとき。
- (2) 前条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

#### (談合等に係る契約解除及び賠償)

第 15 条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認め場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第 16 条 発注者及び受注者は、この契約に基づく取引を行うにつき知り得た情報については、次のいずれかに該当する場合を除き、厳格に秘密を保持しなければならない。

(1) 相手方から開示を受けたとき、すでに公知の事項及びその後、自らの責めによらず公知となったもの

(2) 相手方から開示を受ける以前に知り得たことを書面により立証し得るもの

(3) 相手方から開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に取得したもの

2 前項の規定は、法令の定めに従い官公庁に対して情報を提供する場合は適用しない。

(準拠法)

第 17 条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約によりがたい事項が生じたときは、その都度発注者受注者誠意をもって協議し、定めるものとする。

以上、契約締結の証として本書を 2 通作成し、発注者受注者記名押捺のうえ各々 1 通を保有する。